

ID: 161

担当部署: 都市整備課

処分の概要	行為の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	高根沢町農村公園施設の設置及び管理に関する条例 第4条第1項及び第3項		
例規番号	昭和56年条例第1号		
【基準】			
第4条の規定による。 (行為の制限)			
第4条 公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。			
(1) 物品の販売、募金その他これに類する行為をすること。			
(2) 興行、展示会その他これに類する行為をすること。			
(3) 花火その他火気を使用すること。			
2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。			
(1) 当事者の住所並びに氏名又は名称及び代表者の氏名			
(2) 使用の目的及び期間			
(3) 行為の内容			
(4) その他町長が指示する事項			
3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、前項の規定に準じた変更申請書を町長に提出し、許可を受けなければならない。			
4 町長は、第2項及び前項の申請について、次の各号に該当するときは、その許可を与えないものとする。			
(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。			
(2) 施設が損傷するおそれがあるとき。			
(3) その他管理上支障があると認めるとき。			
5 町長は、第1項又は第3項の許可に、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日